

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-20)

政策名及び施策名	政策名「公益認定等」 施策名「公益法人制度改革等の推進」						担当部局・作成責任者名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室 総務課長 真弓 智也		
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。						事後評価実施予定時期	令和5年度(1年目評価) 令和9年度(最終年度評価)		
施策目標	「民による公益の増進」の推進									
施策目標の設定の考え方・根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)を踏まえ、設定									
中目標1	公益法人の活動の活発化・適正化									
測定指標1	公益目的事業費用額						測定指標の選定理由	単に額が増えることが必ずしも公益の増進につながるものではないが、公益法人は公益目的事業を行うことを主たる目的としており、一定程度、法人の活動を測る指標として妥当と考えるため。		
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標(値・年度)の設定の根拠	公益法人の増加数が制度改革時よりも減少している中において、過去5年間の事業費が毎年1600億円程度増加していることを鑑み、今後も同様に増加することを維持するべく、目標値を設定。 ※「R3年度調査」とは、令和2年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(令和3年12月公表)の掲載の数値をいう。以下の指標においても同様。
	目標値(目標年度)	5,820,000百万円 (R8年度調査)	年度ごとの目標値	5,200,000百万円 (R4年度調査)	5,360,000百万円 (R5年度調査)	5,520,000百万円 (R6年度調査)	5,680,000百万円 (R7年度調査)	5,820,000百万円 (R8年度調査)		
	基準値(基準年度)	5,048,871百万円 (R3年度調査)	年度ごとの実績値	5,107,370百万円 (R4年度調査)					測定指標の実績値の把握方法	当局が実施する調査(年1回実施、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表)
参考指標1	勧告等件数(内閣府が行ったもの)						参考指標の選定理由	報告徴収等を行った案件について、法人による自主的な改善が見られない場合には勧告・命令・認定取消を行うものであることから、公益法人の適正化がなされていない数を示し得る指標として設定。		
	参考値(参考年度)	0 (R3年度調査)	年度ごとの実績値	R4年度 2 (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度中の勧告等件数の実績(「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表)
参考指標2	認定・不認定書処分件数(内閣府が処分を行ったもの)						参考指標の選定理由	公益法人の認定状況を明示するため。		
	参考値(参考年度)	認定:39 不認定:1 (R3年度調査)	年度ごとの実績値	認定:42 不認定:1 (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度中の処分件数の実績(「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表)

参考指標3	変更認定処分件数(内閣府が処分を行ったもの)							参考指標の選定理由	公益法人の変更認定状況を明示するため。
	参考値 (参考年度)	93 (R3年度調査)	年度ごとの実績値	R4年度 105 (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標4	公益法人数(うち内閣府所管法人数)							参考指標の選定理由	公益法人数を明示するため。
	参考値 (参考年度)	9614(2541) (R3年度調査)	年度ごとの実績値	9640(2584) (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標5	立入検査数(内閣府が実施したもの)							参考指標の選定理由	公益法人に対する監督の状況を明示するため。
	参考値 (参考年度)	322 (R3年度調査)	年度ごとの実績値	356 (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標6	報告徴収件数(内閣府が実施したもの)							参考指標の選定理由	公益法人に対する監督の状況を明示するため。
	参考値 (参考年度)	15 (R3年度調査)	年度ごとの実績値	14 (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標7	「公益法人制度の理解を深めるための相談会」の実施件数、参加公益法人等の数							参考指標の選定理由	公益法人に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。
	参考値 (参考年度)	実施件数:9 参加法人数: 245 (R3年度)	年度ごとの実績値	実施件数:13 参加法人数: 351 (R4年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標8	テーマ別セミナーへの参加法人数							参考指標の選定理由	公益法人に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。 ※参考値をR元年度のものとした理由としては、R2年、R3年においては新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催を見送っており、実績がなかったため。
	参考値 (参考年度)	314 (R元年度)	年度ごとの実績値	1,240 (R4年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法

参考指標9	内閣府担当者による電話相談対応件数							参考指標の選定理由	公益法人等に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。	
	参考値 (参考年度)	2,980 (R3年度)	年度ごとの実績値	R4年度 2,656 (R4年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度中に対応した相談件数の実績
参考指標10	内閣府担当者による一般法人に対する窓口相談件数							参考指標の選定理由	公益認定申請を検討している一般法人に対する情報提供・周知に関して重要な取組であるため。	
	参考値 (参考年度)	27 (R3年度)	年度ごとの実績値	R4年度 33 (R4年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度中に対応した相談件数の実績
中目標2	国民からの公益法人制度の理解促進									
参考指標11	寄附金収入額							参考指標の選定理由	寄附金は国民からの理解を前提として行われるものであるため。	
	参考値 (参考年度)	625,843百万円 (R3年度調査)	年度ごとの実績値	R4年度 442,034百万円 (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	当局が実施する調査(年1回実施、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」にて毎年度公表)
参考指標12	HP「公益法人information」へのアクセス数							参考指標の選定理由	当該HPIには、行政庁からの情報を集約しており、国民及び法人に対する情報提供・周知に関して重要な要素であるため。	
	参考値 (参考年度)	2,134,117 (R3年度)	年度ごとの実績値	R4年度 2,074,852 (R4年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度中のアクセス数の実績
参考指標13	メールマガジン登録数							参考指標の選定理由	メールマガジンでは、隔週で発出する定例号に加え、随時臨時号で各種情報を発出しており、国民及び法人に対する情報提供・周知に関して重要な要素であるため。	
	参考値 (参考年度)	14,412 (R3年度)	年度ごとの実績値	R4年度 14,317 (R4年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度末時点での登録者数の累計
参考指標14	税額控除証明書の発行数(うち内閣府所管法人数)							参考指標の選定理由	新たに発行した税額控除証明書の発行数を明示するため。	
	参考値 (参考年度)	313(170) (R3年度)	年度ごとの実績値	R4年度 276(120) (R4年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度中の発行数の実績

参考指標15	税額控除対象法人数(うち内閣府所管法人数)					参考指標の選定理由	税額控除の対象となっている法人数を明示するため。		
	参考値(参考年度)	1,055(478) (R3年度調査)	年度ごとの実績値	R4年度 1,044(478) (R4年度調査)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法

施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)	関連する中目標・令和5年度行政事業レビュー事業番号	予算額(執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
1 公益法人制度の適正な運営の推進に必要な経費(平成19年度)	0127	44(43)	55				<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度に基づく法人からの申請等に係る審査・諮問・委員会答申に基づく認定等 ・公益法人制度の周知や申請促進を図るためのホームページ等を通じた広報等の実施 ・公益認定等総合情報システム(※)の管理・運営等 ※申請者による書類の提出や、行政庁における業務処理をオンラインで実施することを可能としたシステム ・公益社団・公益財団法人等に対する適切な監督の実施 ・公益認定等総合情報システム(PICTIS)の経費については、令和4年度概算要求からデジタル庁にて予算計上
	施策の予算額(執行額)	44(43)	55				

施策に関連する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版	令和5年6月16日	<p><u>IV-1-⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大</u> 富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。</p> <p><u>IV-2-①公益法人の改革</u> 公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則(公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない)や遊休財産規制(使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない)の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。 公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。 このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。</p>
2 経済財政運営と改革の基本方針2023	令和5年6月16日	<p><u>第2章-2-(3)-(インパクト投資の促進)</u> (略)寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直し※を行う。</p> <p><u>第2章-4-(共生・共助社会づくり)</u> (略)公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案※の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。 ※「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」(令和5年6月2日)に基づく。</p>